

国際医療福祉大学大学院 乃木坂スクール

#05 前例を超える・前例を創る～医療・福祉の受け手の身になって

障害のパラダイムシフト

2022年5月12日

内閣府障害者政策委員会 委員長

障害学会 会長

石川 准

Part 1

学生時代

小学校・中学校時代

- 1956年生まれ
- 富山県魚津市で育つ
- 生まれつき弱視
- 小学校高学年で弱視の自覚（キャッチボールができない、黒板が見えない、教科書の文字が小さい...）
- 得意科目は算数と美術、不得意科目は国語と体育
- 中学2年で網膜剥離
- 体育が見学になる
- サッカーとフォークダンスの狭間で



高校時代

- 失明
- 2年間入院生活
- 東京教育大学附属盲学校高等部に入学
- そこでカルチャーショック



筑波大学附属視覚特別支援学校

全盲の東大生、初めて誕生

東大受験生千組威の大会
 合格発表
 全盲の東大生、初めて誕生
 東大の全盲生、初めて誕生
 東大の全盲生、初めて誕生
 東大の全盲生、初めて誕生

合格発表
 全盲の東大生、初めて誕生
 東大の全盲生、初めて誕生
 東大の全盲生、初めて誕生

参考書は母の音訳
 試験日 恩師らが問題点訳
 全盲の東大生、初めて誕生
 東大の全盲生、初めて誕生
 東大の全盲生、初めて誕生



母親が吹き込んでくれたカセットテープを前に、受験勉強を振り返る石川准さん(右)。下宿先の主婦、吉田久恵さん(左)の応援も大きかった。東京・南船場4丁目

東大受験

- 東大を目指すことに
- 本当は理系だったのに、理系の点字受験ができないと知って文系に進路変更
- 母親が家事を放り出して、参考書や問題集を録音・点訳
- 母親はΣや∫など数式が読めた
- 盲学校の先生たちも、全盲東大合格第一号を目指して、強力にバックアップ
- 入試問題は一般入試と全く同じ問題を点訳したもの
- まさかの東大合格

朝日新聞
 1977年3月21日

大学・大学院時代

- 東京大学に入学
- 同級生との知識の差を痛感
- 展望のないまま東京大学大学院へ進学
- 1970年代はパソコンもインターネットもない時代で、情報へのアクセスはボランティア頼み



アメリカ留学時代

- ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校に留学
- トーキングコンピュータに出会う
- レイ・カーツワイル (Ray Kurzweil) のカーツワイルリーディングマシーン (Kurzweil Reading Machine) に感動
- キャンパスには多数の障害学生がいた



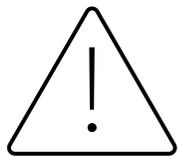
ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校

帰国して論文を書く

「逸脱の政治：スティグマを貼られた人々のアイデンティティ管理」
『思想』， 736， pp.107-126， 1985

評価や承認をめぐる社会的相互作用、アイデンティティ管理の私的戦略と集合的戦略についての論文

パッシング派	印象操作をする、カミングアウトをしない 隠して社会と折り合いをつける
リカバリー派	補償努力をする 当時の石川は生粋の補償努力派
カミングアウト派	アイデンティティを立ち上げる アイデンティティ政治の担い手となる



- どれが偉いとかどれが情けないという話ではない
- いずれの戦略にも合理性がある

Part 2

自分の道具は
自分で作る

論文は書いたが問題は未解決

論文

言語化
客観化

気持ちが落ち着く

自分で開発するしかない！

しかし読み書き問題は未解決のまま

- 読むのはボランティア依存
- 書くのはパソコンでブラインドタッチ入力
+ ボランティアの誤変換チェック
- 日本にはトーキングコンピュータがない

支援機器開発

まずはプログラミングができないと話にならない



C言語の勉強を始める



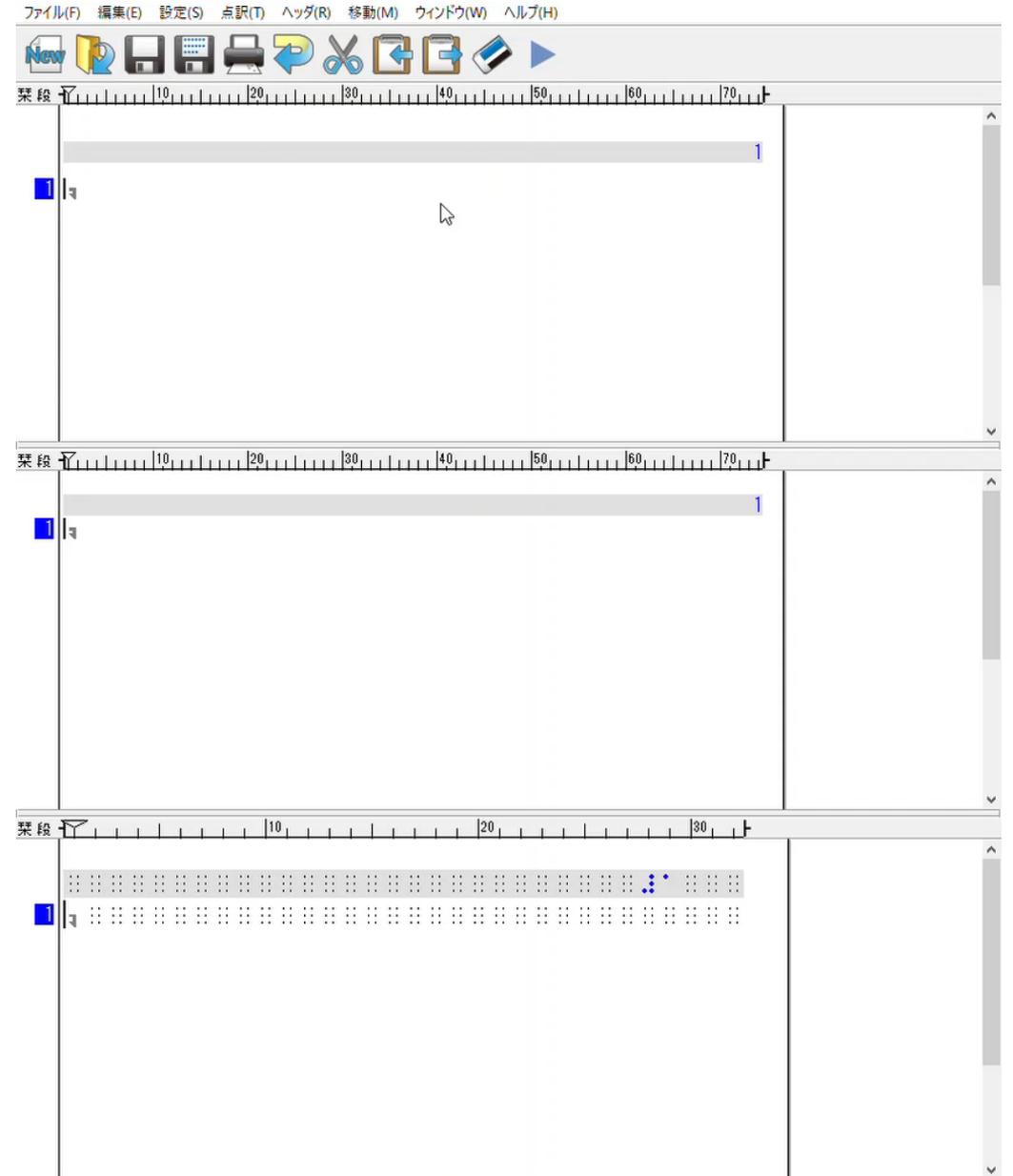
自分が見えるソフトの開発にのめり込む
ブラウザ、電子メールソフト、エディタ
点訳ソフト、画面読み上げソフトなど

自分一人で開発



会社を設立して開発

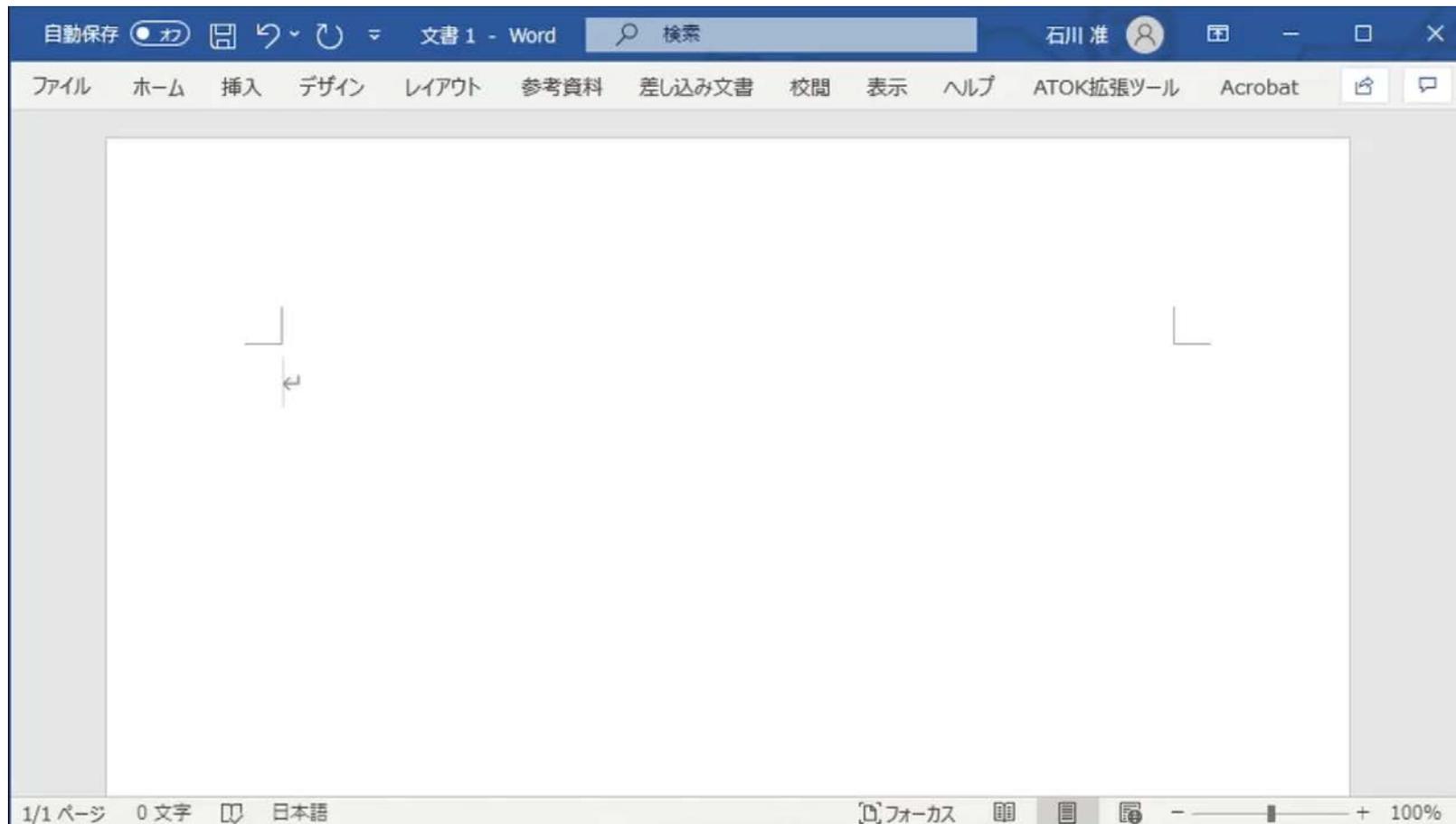
自動点訳ソフト 「EXTRA for Windows」



海外企業との連携

- アメリカ、韓国、スウェーデン、カナダ、オランダなどの企業と連携
- ローライザーとして海外の優れた機器を日本語化する

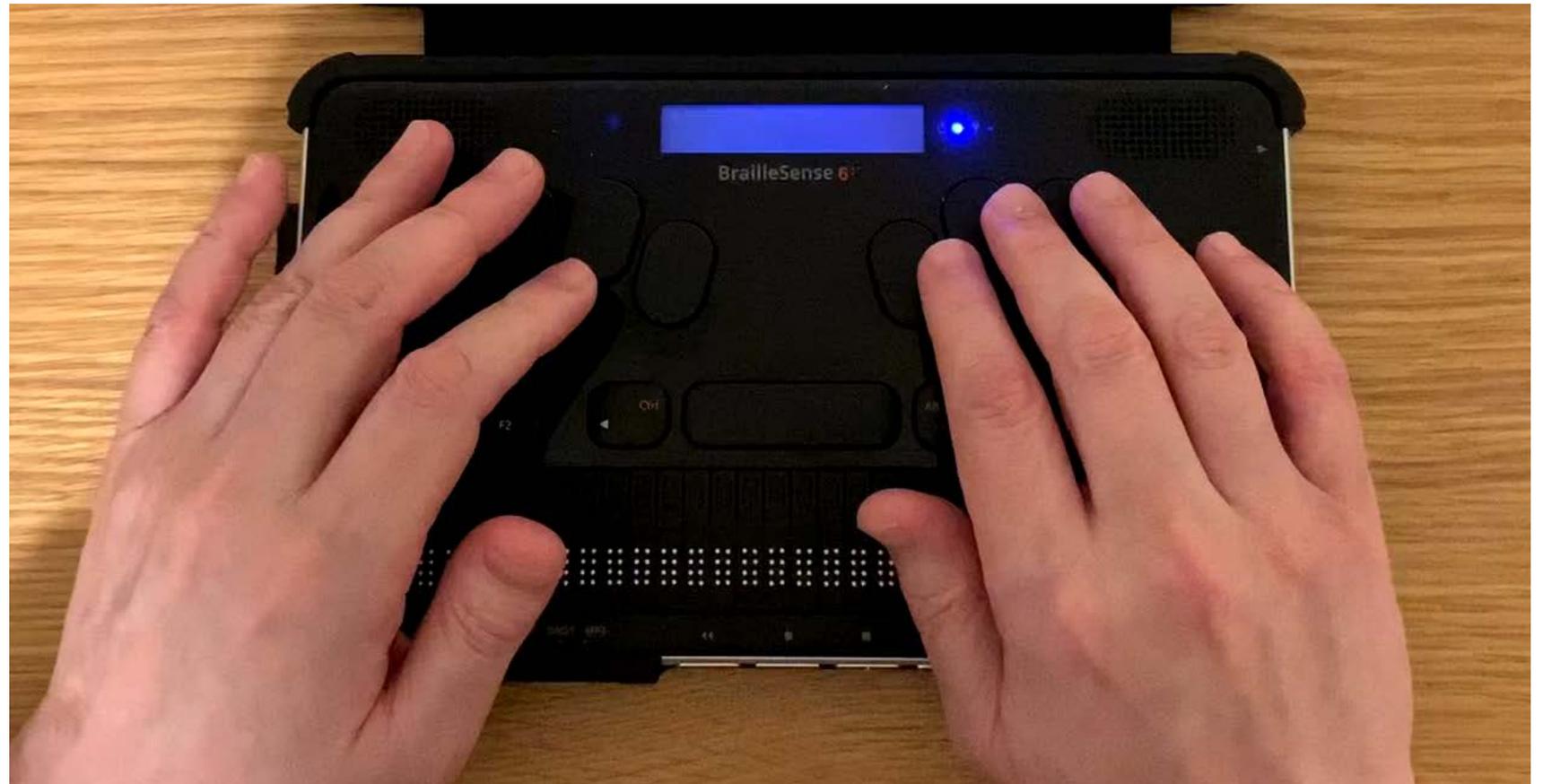
スクリーンリーダー 「JAWS for Windows」



点字携帯端末「ブレイルセンス」

点字入出力方式の音声・点字PDA

- ファイル管理
- ワードプロセッサ
- 電子メール
- メディアプレーヤー
- DAISYプレーヤー
- FMラジオ
- アドレス帳
- 予定帳
- ウェブブラウザ
- EXCELビューア
- 電卓
- コンパス
- 辞書



「私は誰」問題から「ここはどこ」問題へ

視覚障害者が外出するときは次の三択

- 白杖歩行
- 盲導犬の使用
- 人による同行支援



しかし、塔の上からの視点と路上の視点を描きつつ、**一人で**足取り軽く歩きたい！

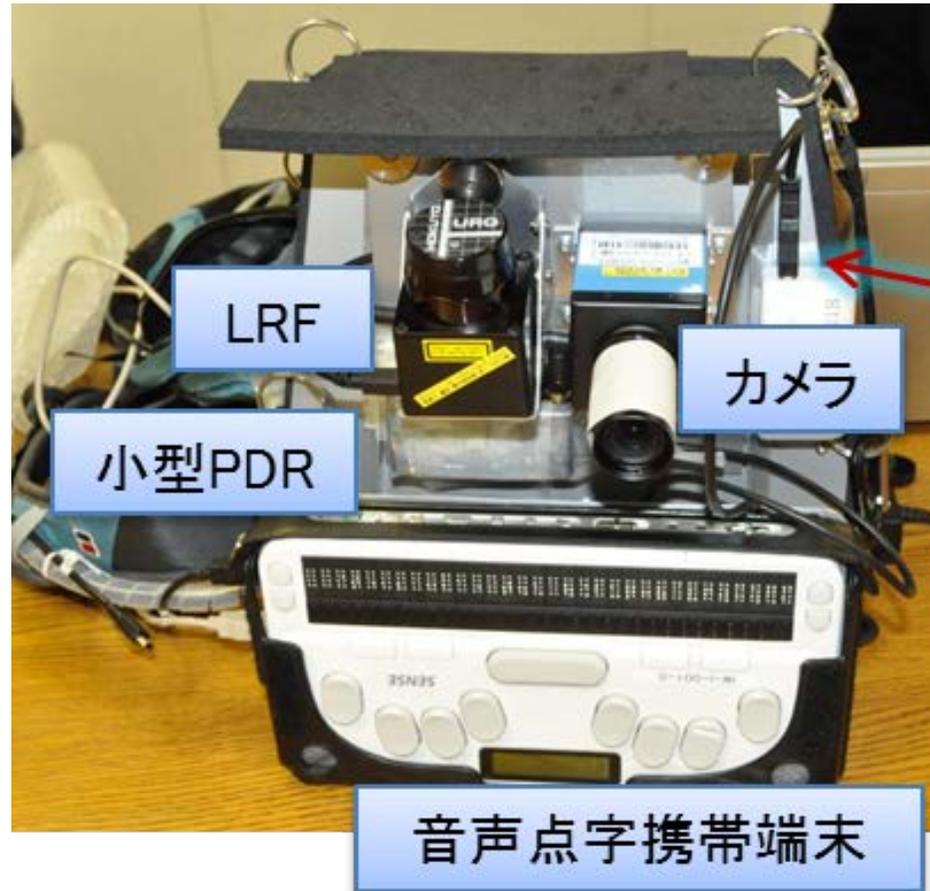


点字携帯端末で動作するGPSナビソフトを開発

- 音声と点字で情報提示
- 仮想散歩・仮想ナビ（シミュレーション機能）を追加
- 点字マップ（タワービュー）機能を実装

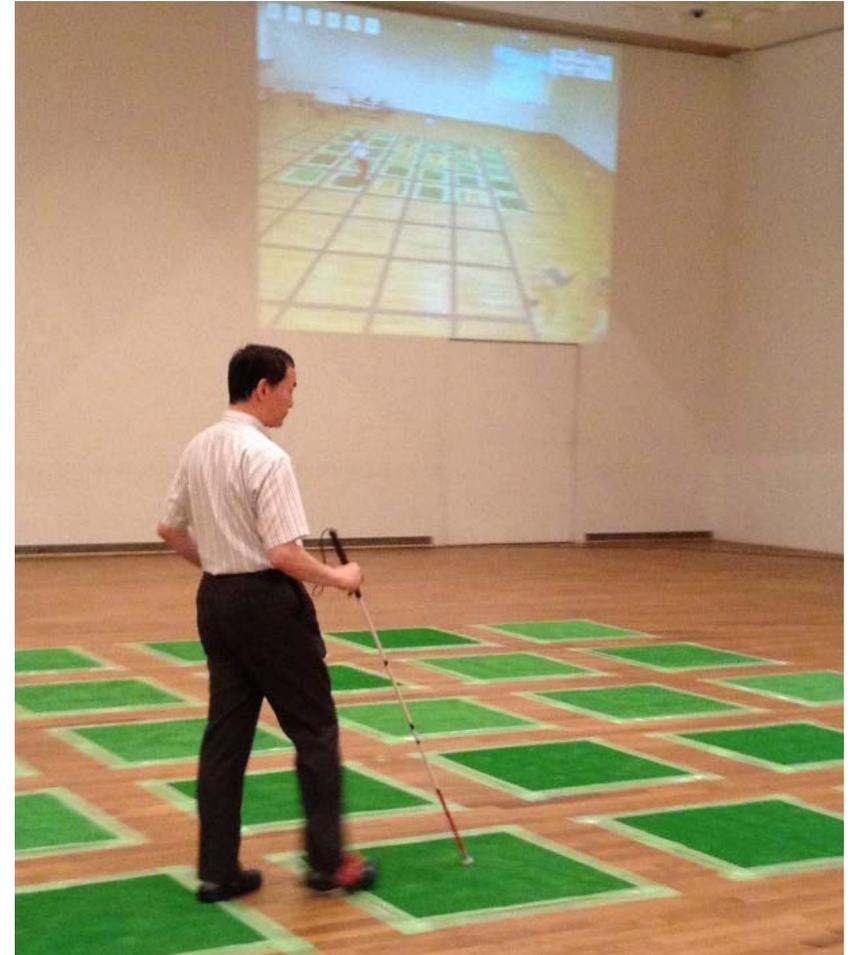
東京駅八重洲口での実証実験

- 2010年2月当時の視覚障害者用ナビの実証実験装置
- 当時の最先端技術をとんこ盛り



AR巨人将棋実証実験

- JST RISTEX研究プロジェクト「多世代共創による視覚障害者移動支援システムの開発」
2016年9月開催
- 巨大な将棋盤の上をプレイヤーが歩き回って「詰将棋」を解くゲーム
 - 視覚障害者の移動を支援する位置情報技術とAR技術の組み合わせ
 - プレイヤーが緑の人工芝でできたマスを踏むと、「2三 玉方 金」「1四 攻め方 香車」のように位置情報（マス目の位置）と駒情報をコンピュータが読み上げ
 - 会場に取り付けられたカメラで、位置情報と連動する映像をプロジェクターで壁に投影



支援技術とアクセシビリティ

支援技術

- 障害者がさまざまな機器を使用する際、操作の補助を行うために用いられるハードウェアやソフトウェア

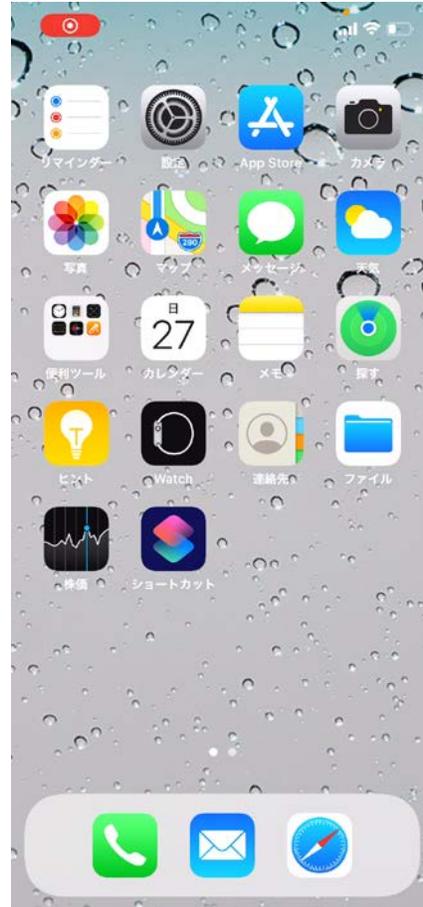
アクセシビリティ

- 多様な特性を持った人々が情報などにアクセスできるようにすること

ここ数十年の支援技術開発の変遷

1980年～ 1990年代前半	「自分たちの道具は自分たちで作る」時代	DIY & ペインキラー
1990年代後半 ～2010年頃	「アクセシビリティはユニバーサルデザインと支援技術の共同作業により実現する」時代	Microsoftと支援技術ベンダーの共同作業
2010年以降	「アクセシビリティはメインストリームベンダーがすべて担う」時代	Apple、Google、Amazonは自社でアクセシビリティ機能をほとんどすべて実装 GAFAMは支援技術・アクセシビリティの専門家を招聘して機能の向上に努める

iPhoneの主要なアクセシビリティ機能 「Voice Over」



どうしてこのようなことが実現したか

- GAFAMといったメインストリームのベンダーが優しかったからではない
- 米国の法制度が強力に後押し

ADA法（障害を持つアメリカ人法）

障害による差別を禁止した包括的公民権法

リハビリテーション法508条

公共調達にアクセシビリティを要件として義務付ける法。連邦政府は巨大かつ最大の顧客

21世紀における通信及び映像アクセシビリティ法

インターネットテレビへの字幕付与、モバイルデバイスのアクセシビリティを民間事業者に義務づける



- 訴えられて巨額の賠償金を払わされたらたまらない
- ライバル企業がやるのだったらうちも頑張るしかない

読書環境が大幅に改善

Kindle電子書籍は、スマートフォンやタブレット端末の
音声読み上げ機能で読めるようになった



ようやく、読みたい本がすぐに読める時代に！



しかし学術書の多くはkindle版がない

「自炊」

購入した本の背
表紙を裁断機で
裁断



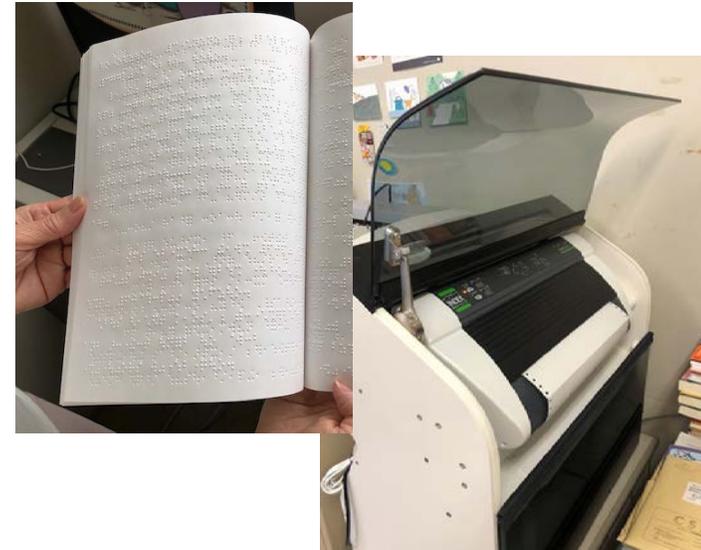
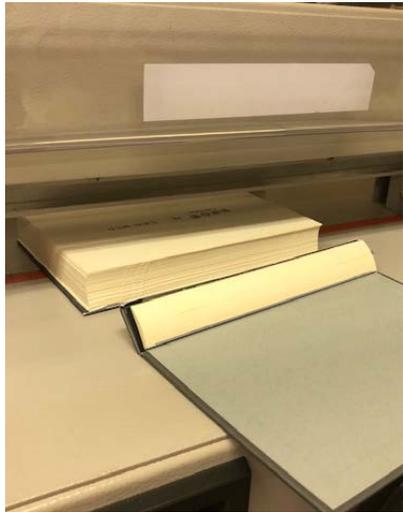
スキャナーで画
像データ化



OCRでテキスト
データ化



テキストデータ
を音声で読む
or 点字プリン
ターで印刷して
点字で読む



支援技術開発に関わって

- コンピュータ、インターネット、モバイル機器のイノベーションと自分のライフステージが同期していたのは幸運
- 支援技術開発はワクワクした
- 問題を一つ一つ解決していくのは楽しかった

Part 3

研究者として

幸運な出発

静岡県立大学に講師として着任



がんばれ
石川さん



県立大の教壇に立つ石川准さん
＝静岡市谷田、県立大の研究室で

失明克服し、県立大講師に 障害者の「自立」 地域社会で追求

盲人として初めて東大に合格、同大学院博士課程を修了した石川准さんが、県立大国際関係学部講師として、十二日から教壇に立つ。石川さんが講義するのは民族問題など。「障害者問題を講義で直接取り上げる考えはありませんが、大学人として地域社会の中でこの問題とも取り組みたい」といっている。

石川さんは富山県魚津市生まれ。緑内障のため五歳で左眼を失明。弱視だった右眼も真立魚津高校一年生のとき、網膜はく離となって完全に視力を失い、東京教育大（現筑波大）付属盲学校へ。七七年、「少しでも将来への選択肢を増やしてほ

い」と東大を受験、盲人として初めて合格した。

八七年、同大学院社会学研究科博士課程を修了。大学院在学中にニューヨーク州立大へ留学、昨年もカリフォルニア州立大に留学した。これまで広島修道大非常勤講師などをしていた

が、県立大設立にあたり、国際関係学部講師に招かれた。広島へは東京からの通いだっただが、今度は清水市の教職員住宅に住む。

真新しい県立大の校舎は声の案内が流れ、点字表示のついたエレベーターなどが整っている。障害者の受け入れが配慮されたキャンパスだ。

石川さんが専攻しているのは、社会の少数者・逸脱者の問題。「私自身、障害者として差別されているという感覚がありましたから」。県立大での講義ではまず、日本国内の東南アジ

ア労働者を文化や経済の面からとらえてみたい、という。また、ゼミでは「近代家族」を扱い、この中では障害者の問題にも触れたい、と語っている。

それともう一つ。石川さんは、大学院時代の仲間や障害者らとともにこの三年間、車イスなどに頼る人たちが施設や親元を離れてどう自立していくかをテーマに追求してきた。静岡でもこうした活動で地域社会での障害者の声や願いをまとめ、「大学人として、せめて県の教育委員会に伝えられるくらいになりたい」といのが石川さん

朝日新聞

1989年4月11日

「障害学」と「障害の社会モデル」

- 1999年に長瀬修と『障害学への招待』を出版
- 「障害の社会モデル」を日本に初めて紹介



障害はどこにあるか？

足？

階段？



障害はどこにあるか？ 医学モデルと社会モデルの答え

医学モデルの答え
「足に障害」

社会モデルの答え
「階段が障壁」
「障壁こそが障害」

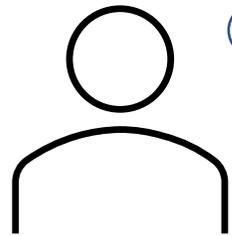


医学モデルと社会モデルの考え方の違い

	健全者	障害者
医学モデル	配慮の要らない人	配慮の要る人
社会モデル	(既に) 配慮されている人	(未だ) 配慮されていない人

障害のない人は既に配慮されている

想像してみてください



- 階段のない2階建て住宅
- 階段しかないタワーマンション
- 街灯のない道
- 1秒で変わる信号機
- スピーカーとマイクのない講演会
- 字幕・吹き替えのない外国映画

障害学会の設立

- 2003年に仲間と障害学会を設立
- 初代会長
- 2021年から再び会長
- 学会における情報保障と環境調整に設立時から取り組む

全国高等教育障害学生支援協議会 AHEAD JAPANの設立

- 2014年に仲間と設立
- 代表理事に就任

大学における障害学生支援に関する

- 実践・研究集会の開催
- 連携・協力・研修事業
- 国内国外の資料及び情報の収集・提供
- 調査・研究
- 学術雑誌等の刊行

高等教育機関の障害学生への対応には隔世の感

1977年

- 東大入試はお願いモード
- 予備校の夏期講習への参加も断られた

1979年

- 某国立大学の教授会に呼ばれ「障害学生の受け入れは災害時などに安全に責任を持ってないという意見が教授会の中にあるのだが、それについてどう思うか」と聞かれ「大学ほど安全な所はありません」と答えて苦笑された

2022年

- 障害のある学生が高等教育機関で学ぶ権利が確立
- 障害学生支援は全国の大学に広がる
- 合理的配慮の提供が義務になる

Part 4

思いがけなく
障害者政策の最前線に

障害について転換期となった年

1964年 東京パラリンピック開催

1981年 国際障害者年

1990年 障害を持つアメリカ人法

2006年 国連障害者権利条約採択

国連の主要人権条約

半世紀をかけて9つの主要人権条約を制定

- | | | |
|-------------|-----------|-------------|
| • 人種差別撤廃条約 | (1965年採択) | (1995年日本加入) |
| • 自由権規約 | (1966年採択) | (1979年日本批准) |
| • 社会権規約 | (1966年採択) | (1979年日本批准) |
| • 女性差別撤廃条約 | (1979年採択) | (1985年日本批准) |
| • 拷問等禁止条約 | (1984年採択) | (1999年日本加入) |
| • 子どもの権利条約 | (1989年採択) | (1994年日本批准) |
| • 移住労働者権利条約 | (1990年採択) | |
| • 障害者権利条約 | (2006年採択) | (2014年日本批准) |
| • 強制失踪者保護条約 | (2006年採択) | (2009年日本批准) |

障害者権利条約

- 障害者の人権に関する初めての国際条約
- 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的
- 障害者の権利を実現するための締約国の実施義務について規定
- 遅れてできた人権条約だからこそ新しい考え方（障害の社会モデル）を導入できた

障害の社会モデルは 障害者権利条約の根幹

合理的配慮・アクセシビリティ・人的支援などにより社会的障壁
を取り除くことを締約国に求める条約

当事者参加

政策立案・政策評価では、当事者参加が必須

Nothing about us without us.
私たちのことを私たち抜きで決めないで

障害者権利条約への日本の対応

日本は障害者権利条約の早期批准を予定していた



障害者団体が「条約との整合性をとるための制度改革が先」と反対
批准のための制度改革が始まった



障害者基本法の改正

障害者基本法の改正

- 条約批准のための制度改革として平成23年（2011年）に改正
- 障害者基本法は障害者施策の理念法
- 障害の社会モデルを導入
- 社会モデルに基づく差別禁止を規定
- 障害者政策委員会の設置を規定

内閣府 障害者政策委員会 の設置

- 国の障害者基本計画の策定
- 基本計画の実施状況監視
- 障害者差別解消法基本方針の策定
- 障害者権利条約の独立した監視枠組み

内閣府 障害者政策委員会 委員長になる

- 2012年の設立時から今日まで、委員長を5期続けている
- 障害者政策委員会を、政府と市民社会（障害者団体・障害者支援団体等）との建設的対話の場とすることに努力



障害者政策委員会は、暴れ馬のようです。毎回、シナリオに沿って議論がすんなり進むのではなくて、多様な意見、意表を突く発言がいろいろな方向から飛び出してきます。刺激的であると同時に、委員長としては気が休まることがなく、大変なことを引き受けてしまったと悔やみつつも、引き受けたからには責任を果たしたいと思っています。

(2013年1月に行われた座談会での石川の発言)

政府と障害者団体の関係 日本の場合

1970年代～1980年代	抗議運動の時代	対話の不在
1990年代～2000年代	政策へのアドホックな (時々) 参加	障害者団体へのヒアリング
2012年以降	政策立案と監視枠組み への参画の時代	建設的対話の制度化

障害者差別解消法

平成25年（2013年）制定
令和3年（2021年）改正

差別とは

- 不当な差別的取り扱いをすること
- 合理的配慮を提供しないこと

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止している。

「不当な差別的取扱い」の具体例

- 障害を理由に、学校の受験や、入学を拒否する
- 仲介業者が、紹介できる賃貸物件があるのに、賃貸物件はないと言って断る
- 介助者がいなければ安全に責任を持ってないとして参加を断る

「合理的配慮」の不提供の禁止

合理的配慮とは、役所や事業者が、社会的障壁を取り除くために、申し出に応じて、過重な負担とならない範囲で提供しなければならない必要かつ合理的な配慮のこと

「合理的配慮」の具体例

- ろう者の参加者の求めに応じて、講演に手話通訳を用意する
- 視覚障害者の客の求めに応じて、店員が店内の移動と買い物をサポートする
- 車椅子利用の障害者の求めに応じて、エレベーターのない駅に社員を配置して車椅子を運ぶ

合理的配慮の意味

Reasonable accommodation

Reasonable consideration

日本語訳



合理的配慮



英語訳

?

「配慮」とは「気遣い」や「心配り」のこと？

いいえ、違います。

「合理的配慮」は「合理的環境調整」と読みかえてください。

合理的配慮の提供は建設的対話を通じて

- 行政・事業者と合理的配慮を求める障害者が、**建設的対話**によって、よい方法を一緒に考えることが重要
- 行政機関による相談と調整の仕組みを機能させて、紛争を未然に防いだり、速やかに解決することが重要

国連 障害者権利委員会の委員になる

- 政府と障害者団体の両方から強い要請を受けて立候補することになる
- ニューヨークの国連本部で選挙活動
- 富士山にも登ったことがないのに、ヒマラヤに登れと言われた気分

静岡新聞
2016年06月15

(1) C 中 2016年11月26日 第三種郵便物認可

2016.6.15 (日) 朝刊

国連・障害者権利委員 泉立大石川教授が当選

日本人初



石川 謙二 教授

准・教授59歳、富山県で生まれ、日 出典は93票を獲得 本人の当選は初めて、 出典は93票を獲得 本人の当選は初めて、 出典は93票を獲得 本人の当選は初めて、

石川 謙二 教授は、2000年に国連障害者権利委員会委員に就任し、2007年から2011年まで委員を務めた。2015年に委員任期満了となり、今年4月に任期満了した。石川氏は、2015年に国連本部で選挙活動を行い、93票を獲得して委員に当選した。これは日本人初の委員となる。石川氏は、2015年に国連本部で選挙活動を行い、93票を獲得して委員に当選した。これは日本人初の委員となる。

国連本部で選挙活動を行い、93票を獲得して委員に当選した。これは日本人初の委員となる。

国連本部で選挙活動を行い、93票を獲得して委員に当選した。これは日本人初の委員となる。

国際連合欧州本部（ジュネーブ）



アプローチに並ぶ万国旗

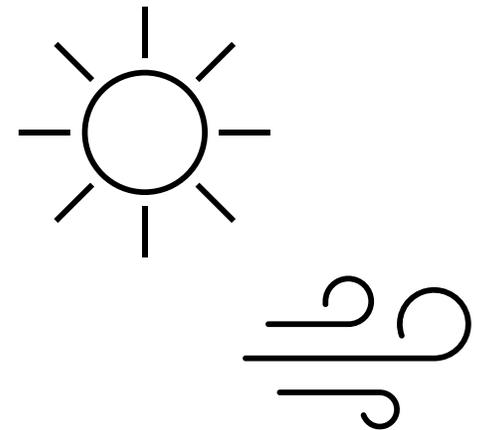


正門の前で

国連障害者権利委員会（CRPD）の任務

障害者権利委員会には、障害者権利条約の条約体として以下の主要任務がある。

- 各締約国による条約実施の定期的審査
- 個人通報の審議
- 締約国による重大または系統的な条約違反の調査
- 障害者権利委員会一般的意見の公表



CRPDは北風の役割

各締約国による条約実施の定期的審査

政府報告



政府との建設的対話
(1か国につき6時間)

市民社会からの
パラレルレポート



市民社会からのブリーフィング
(1か国につき約2時間)



総括所見の採択

国連障害者権利委員会の様子



会議の様子

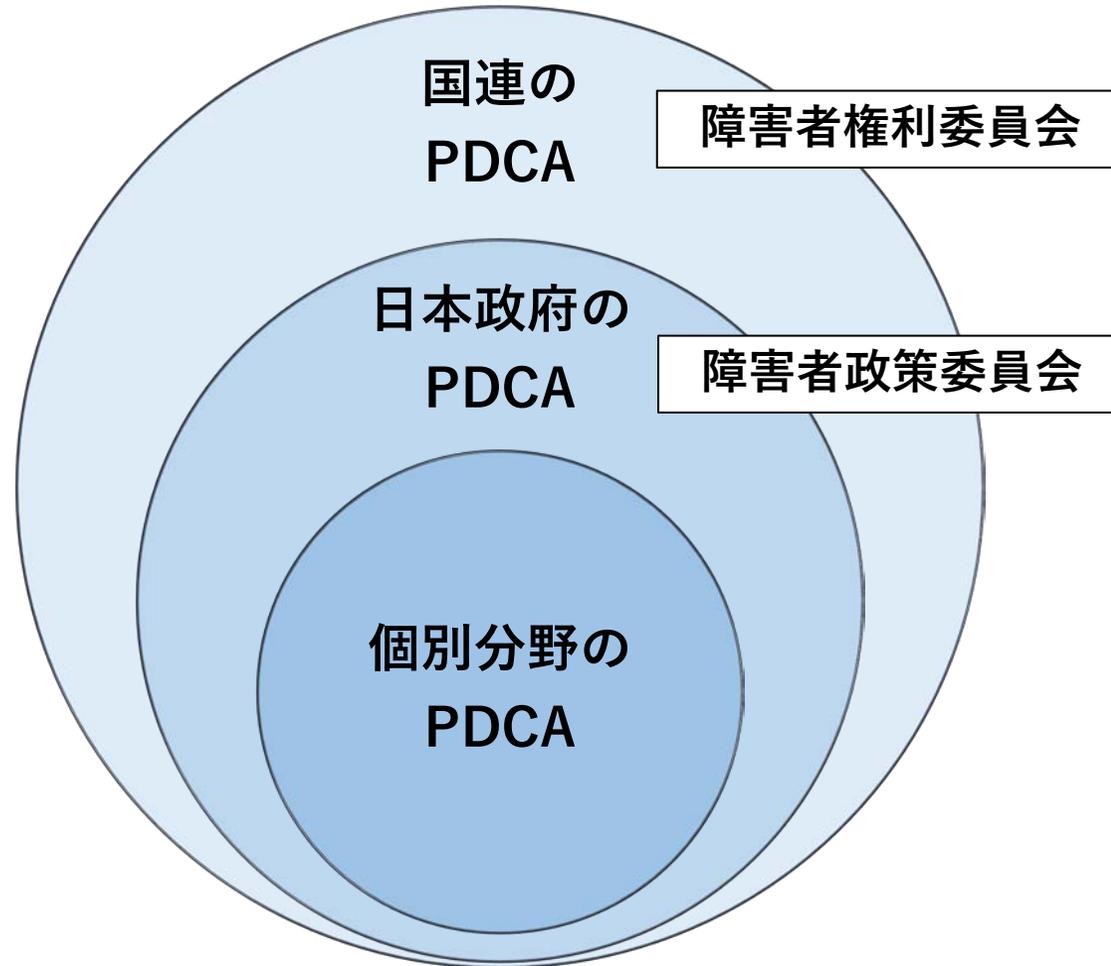


昼休みは体力の回復に努める

国連障害者権利委員会で審査の議長をやる様子



3つのPDCAサイクル



障害者権利委員会による日本の審査

- 日本は初回報告を2016年に提出
- 政府報告に障害者政策委員会の意見を監視枠組み(IMM)の意見として加えることに成功
- 権利条約はIMMを機能させることを求めており、政策委員会がIMMとして報告を出すことで日本の評価は上がると政府を説得
- 障害者権利委員会の対日初回審査は新型コロナウイルス感染拡大により延期、2022年夏の予定
- 障害者政策委員会は、初回報告以降顕著に進展した施策を評価しつつ、停滞、逆走している施策に懸念を示す報告を準備中

独立した監視枠組み (IMM)らしい報告

- 障害者権利条約の実施にかかる障害者政策委員会の見解は、先進諸国の国内人権機関からの報告と比べても遜色のないレベルに達した
- 次のスライドから一部を紹介する

障害者権利条約

第12条 法律の前にひとしく認められる権利

障害者政策委員会は、以下の対応を求める。

○ 成年後見制度のうち、特に代行型の枠組みである後見類型は、最良の支援を提供しても、なお法的行為能力の行使が困難な場合に本人の権利と利益を守るための最終手段として利用されるべきものである。しかし、現行制度は、意思決定能力がある場合でも、事理弁識能力がないとされると、法的行為能力が制限されることがある制度となっている。

法的行為能力の行使及び法的行為能力の行使に繋がる日常的意思決定を支援する社会的枠組みの構築が急務である。

障害者権利条約

第14条 身体的自由及び安全

障害者政策委員会は、以下の対応を求める。

● 精神科における患者の権利擁護のため、家族や医療従事者から独立した権利擁護者の関与が不可欠であり、この観点から、精神保健福祉法等の制度と運用については、医療保護入院についての規定である精神保健福祉法第33条の妥当性について再検証をする必要がある。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念し、対応を求める。

○ 精神障害者、認知症患者、強度行動障害者などに対する緊急手段でも最終手段でもない場合の、非自発的入院及び精神医療や入所施設における隔離拘束（化学的拘束による身体拘束も含む。）をなくすための具体的なロードマップの立案と実行がされていない。

障害者権利条約

第24条 教育

障害者政策委員会は、以下の対応を求める。

○ 障害のある児童生徒に関する実態把握のための詳細な調査や、通常学級における環境の整備並びに合理的配慮の提供により障害のある児童生徒を支援するための予算及び人的資源の配分見直しの更なる推進が必要である。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念し、対応を求める。

○ 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒の数が大幅に増えている。インクルーシブな教育環境における合理的配慮、個別化された支援措置等の提供を確保する施策が道半ばである。

障害者権利条約

第33条 国内における実施及び監視

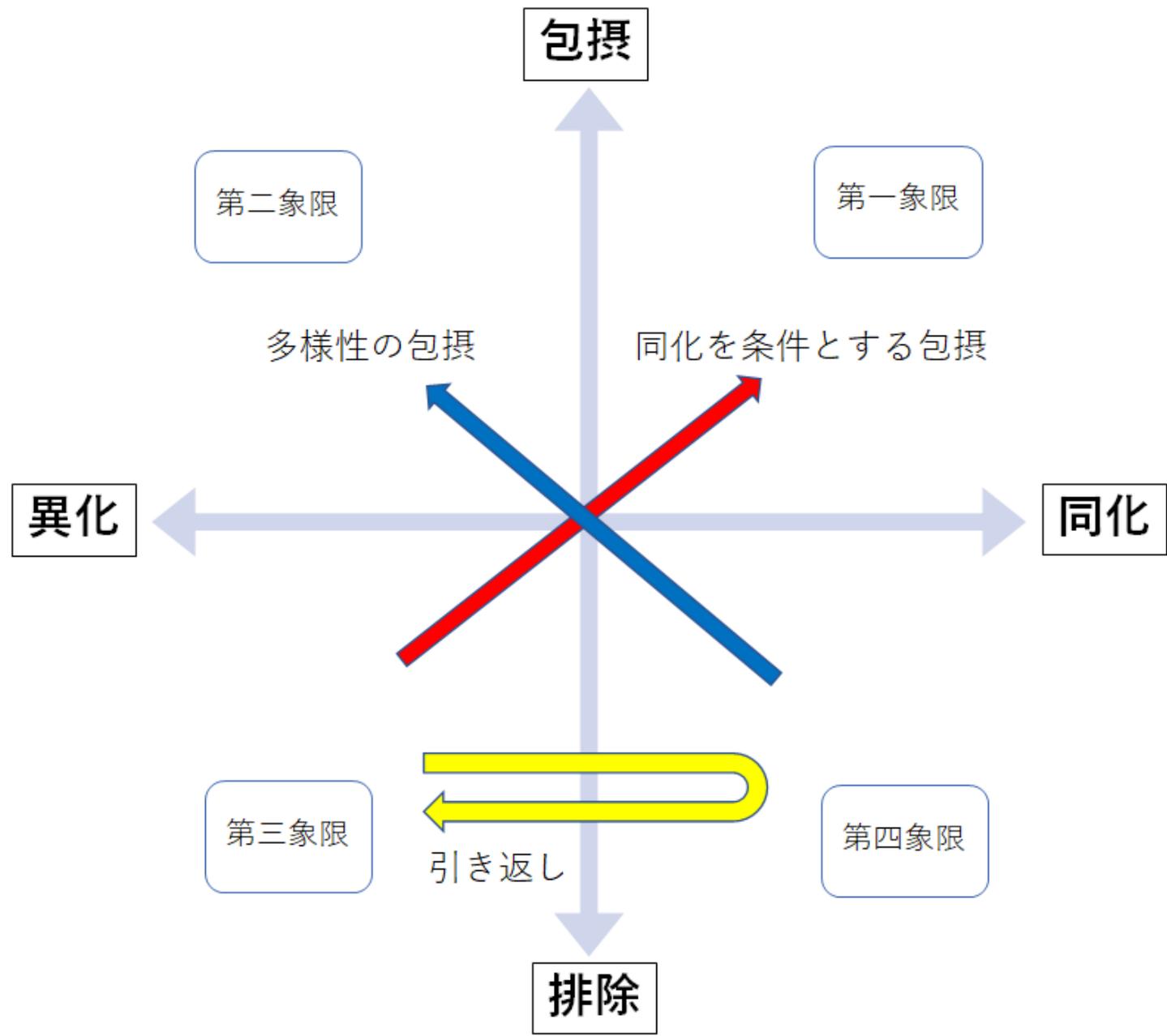
障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

○ 国内における人権救済のための、国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に沿った、独立した機関がない。

Part 5

多様性の社会学
これから

同化・異化
包摂・排除



同化を条件とする包摂の破綻

- 同化を条件とする包摂の約束はしばしば反故にされた

例：欧州におけるイスラム系住民、アメリカにおけるアフリカ系市民

- 同化しようとしてもしきれない面を誰しも抱えている

例：健常者と同じように動けと言われても動けない障害者

- 同化したくない、失いたくない、大事にしたい自分の独自性というものもある

例：手話、母語、信仰

多様性を包摂する社会を実現する

平等でありながら、異なることが尊重される社会

このような社会を成り立たせるためには

- 「障害の社会モデル」の実装が不可欠
- 合理的配慮と環境整備により社会的障壁を除去

多様性を包摂する社会が直面する今日的課題

合理的配慮を受けるためには、

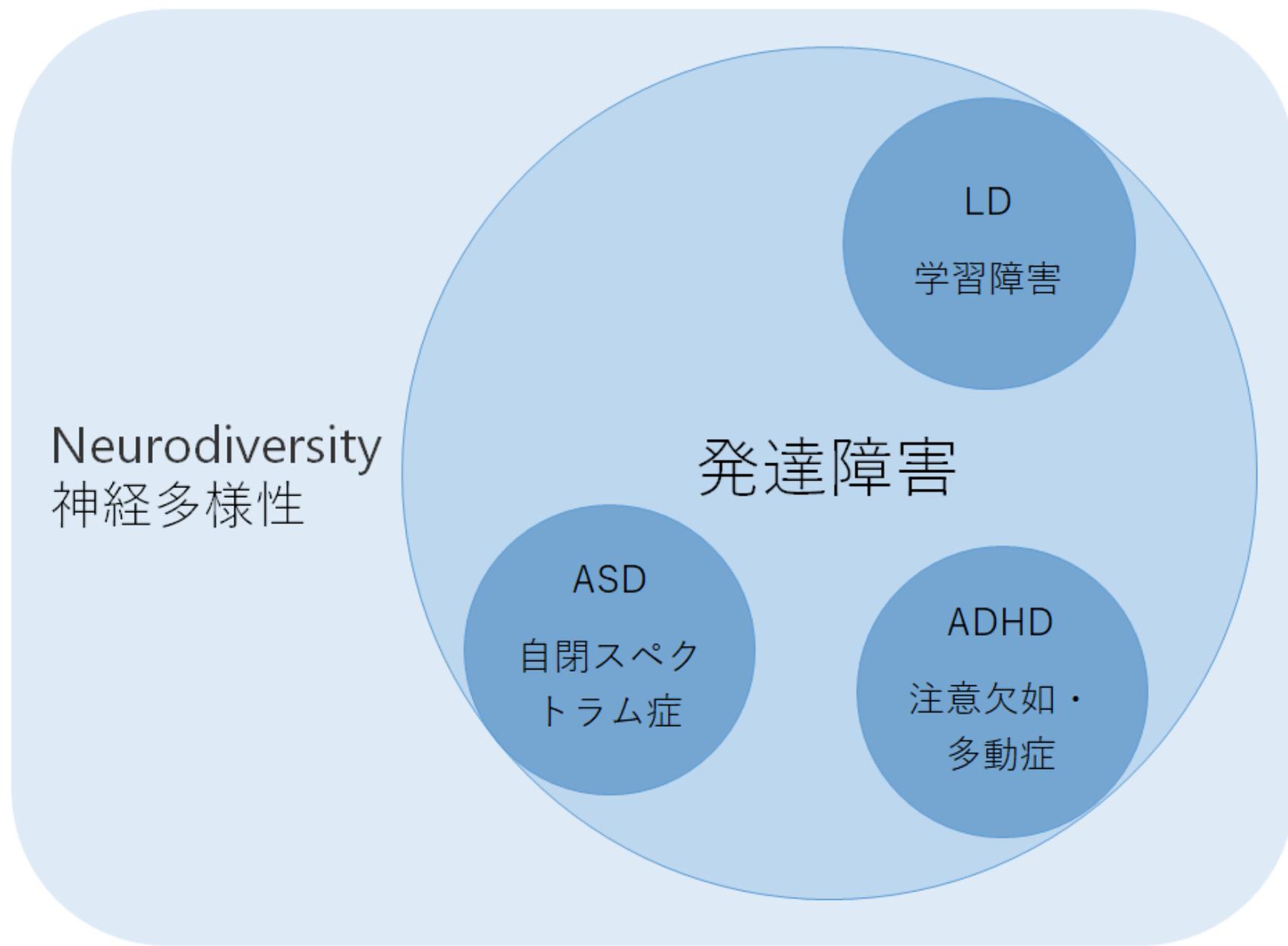
アイデンティティを立ち上げて集合行為を起こす必要がある



2つのカテゴリーに入っている人、カテゴリーからこぼれ落ちてしまった人、カテゴリーのボーダーにいる人などの問題が課題となる

例：女性で障害者、発達障害のボーダー、未指定の難病

カテゴリー化 とは

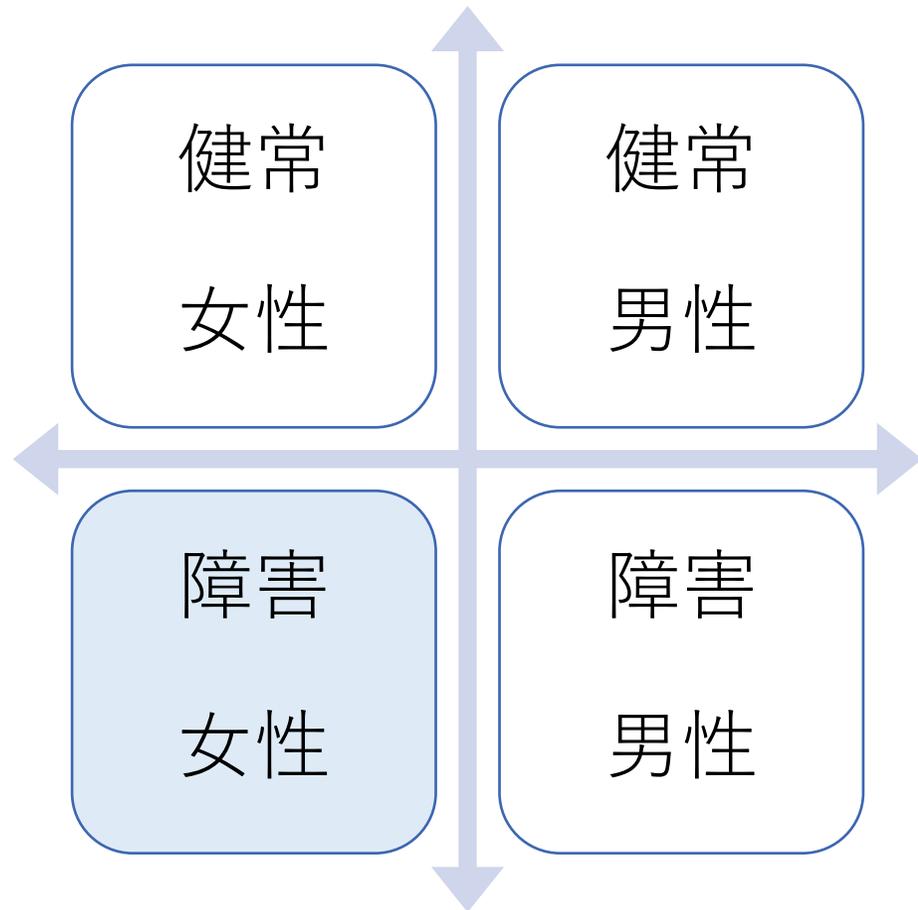


交差性の問題

交差性とは

- 人種、ジェンダー、階級、セクシュアリティ、障害など、さまざまな差別の軸が組み合わさり、相互に作用することで独特の抑圧が生じている状況
- 今日、交差性は学問的な主題として認識されつつある
- しかし、政策課題としては認識されていない（縦割対応）

交差性の問題の事例



- 単純統計では、男女平等と障害／健常平等が実現しているように見えても、女性障害者が交差的差別を被ることがある
- この場合、ポジティブ・アクションは健常女性と障害男性に効いている

ボーダーラインの問題

多様性を包摂する社会では、新しいカテゴリーが絶えず構築
さらなるボーダーラインが生まれる

ボーダーラインにいる人々は「合理的配慮」などの
多様性を包摂するための調整を受けられない問題に直面

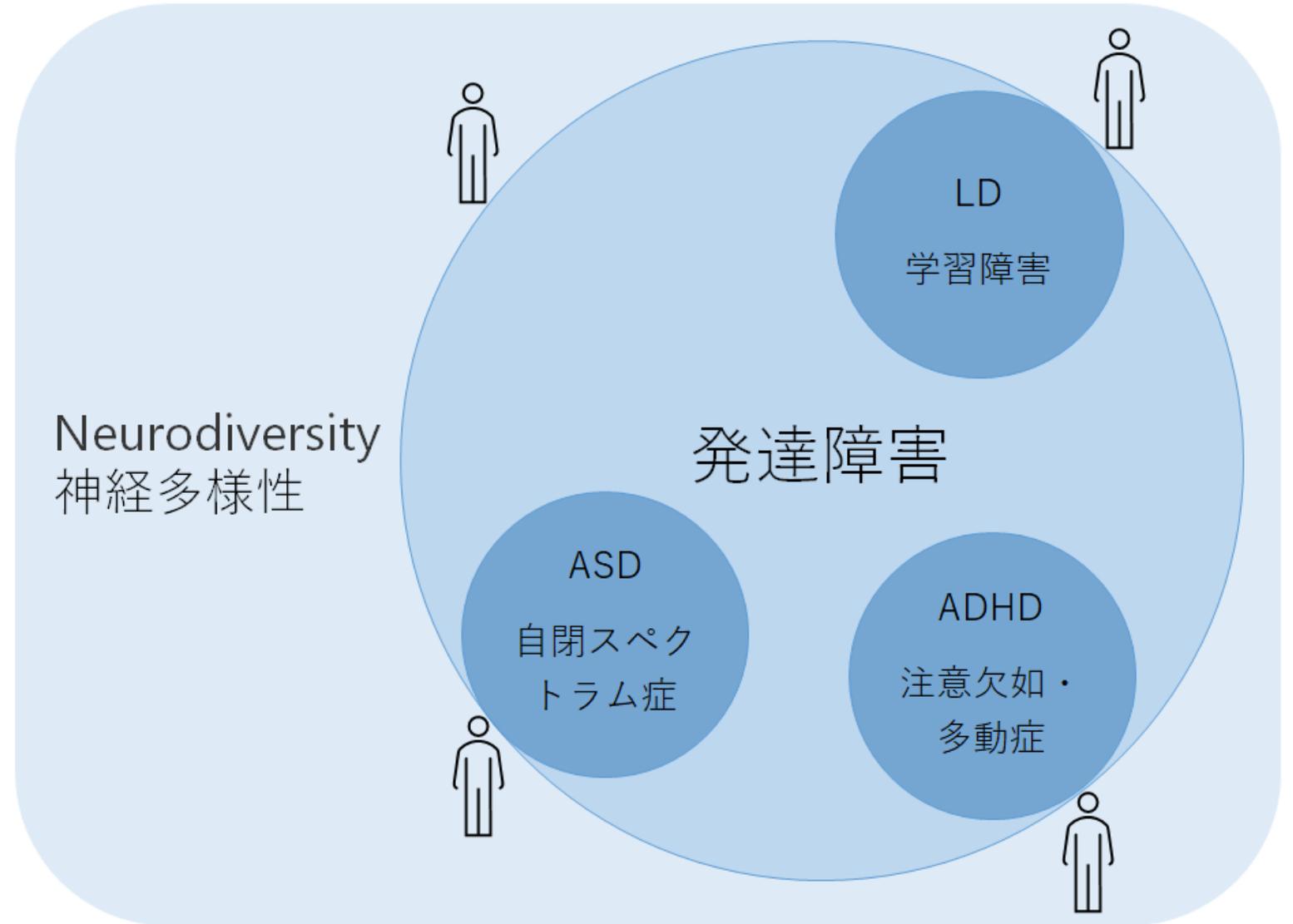
新たなボーダーラインが生まれる

不公平感や不遇感を感じる

さらなるカテゴリー化しか解決方法はない

ボーダーラインの問題の事例

自分だって大変なのに...



障害のパラダイムシフト まとめ

- 人権と人道は違うという考え方
- 障害の社会モデル、障害は身体にではなく社会にあるという考え方
- 合理的配慮とは気配りのことではなく、合理的調整であるという考え方
- 内閣府障害者政策委員会が独立した監視枠組みとして機能するようになった